

5. 契約及び業務委託規程

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 契約及び業務委託規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体（以下「当財団」という。）の民間公益活動促進業務規程第67条及び第68条に基づき、当財団における業務委託、売買、貸借、請負その他の契約に関する基本的事項を定め、その業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(契約の方法)

第2条 契約は、効率性に常に配慮し、指名競争入札とし、入札又は見積の方法により締結する。

2 ただし、入札に適さないその他の理由で第18条に掲げる理由があると事務局長が認めるときはその限りではない。

3 前項の場合、事務局長は必要により理事会においてその理由を説明しなければならない。

(契約の承認権限)

第3条 契約に係る承認権限については別に定める。

2 総務部所管の財産、労力その他の調達に関する契約については、前項に定めるもののほか、100万円以上200万円未満のものは局長及び次長が、100万円未満のものは部長の承認権限とする。

(利益相反契約の防止)

第4条 前条にかかわらず、本財団が契約するにあたっては、民間公益活動業務規程第6条に定める「利益相反に該当する事項」に関する申告書に基づき、利益相反に該当する者は承認権限者になることができない。

2 前項にあつては、当該利益相反に該当する承認権限者の職務上の上位者が承認を行わなければならない。

(役員等と密接に関連する者との取引)

第5条 各理事についてその所属する組織、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等が理事である組織については、契約を結ぶことはできない。

ただし、人事に係る業務委託契約、出向契約その他の契約についてはこの限りではない。

(契約書)

第6条 契約の締結に当たっては、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により、必要のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における延滞利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) 瑕疵担保責任
- (11) 契約の終了・解約に関する事項
- (12) 反社会的勢力の排除に関する事項(暴排条項)
- (13) 契約に関する紛争の解決方法
- (14) その他必要な事項

(契約書の省略)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額200万円未満の契約をするとき。
- (2) 継続反復して取引を行う場合に、その取引先と取引基本契約を締結したうえで、個別の取引について当財団からの発注書面の交付による発注を行うとき。但し、第1号の通り、200万円以上の取引をする場合は、取引基本契約の締結があっても、個別の取引の契約書の作成を省略することはできない。

(2) 物品を売却処分する場合において、買受人が直ちに代金を納付して、その物品を引取る
とき。

(3) 前各号に規定するほか契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認め
られるとき。

2 前項により契約書の作成を省略した契約については、当財団からは発注書面の交付によ
り発注し、契約の相手方からは注文請書を提出させるものとする。ただし、1件又は1組の
価格が小口現金により支払う金額の範囲内の取引について、取引の相手方が承諾する場合は、
これを省略することができる。

3 前項の発注書面の交付について、書面ではなく電磁的方法による場合は、取引の相手方
の承諾を得て行うことに留意する。

(単価契約)

第8条 随時の調達を容易にするために、必要と認めた場合は、取引先と取引基本契約を締
結したうえで、一定期間あらかじめ合意した単価をもって契約し、発注書面の交付により発
注することができる。

(契約の変更)

第9条 契約の締結後、その内容を変更する必要があるときは、変更の事由に基づき稟議
決裁承認処理手続きを行い、軽易な変更を除き第7条の規定に準じて契約書の契約内容の変更
の手続きをしなければならない。

2 前項の「軽易な変更」の場合で契約書内容の変更の手続きをしない場合は、変更内容に
ついて、取引先と合意した事項について記載した書面を交付しなければならない。特に、金
額の変更があった場合は、変更内容を記載した書面の交付を省略してはならない。

(契約の解除)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができ
る。

(1) 相手方が契約事項に違反したとき。

(2) 相手方に契約の履行について不正行為があり、当法人に不利益を及ぼしたとき。

(3) 相手方の債務不履行その他当該契約を継続しがたい重大な事由が発生し、相当の期間を
定めて行った催告後においても是正されないとき。

- (4) その他やむを得ない事情により必要と認めたとき。
- 2 契約を終了または解約できる場合については、損害賠償に関する事項も含め、あらかじめ契約書に記載して取引の相手方と合意しておかなければならない。
- 3 契約を解除しようとするときは、その理由、既払金の返還損害見積額等必要な稟議事項について契約解除の決裁を得なければならない。
- 4 契約を解除した場合は、当該契約部署は速やかに適切な措置を講じなければならない。

第2章 指名競争契約

(入札参加者の指名)

第11条 指名競争契約によろうとするときは、3名以上の入札参加者を指名しなければならない。

(入札の手続)

第12条 入札参加者に対しては、次の事項を通知するものとする。

- (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札執行の場所及び日時
- 2 入札参加者に対しては、次の事項を説明しなければならない。
- (1) 入札価格及び内訳説明書の要否
 - (2) 交付図面
 - (3) 支払条件
 - (4) 納期及び納入場所
 - (5) 落札者の決定方法
 - (6) その他必要な事項

(予定価格及び限定価格の設定)

第13条 入札に当たっては、あらかじめ、入札に付する事項の価格を仕様書、設計書等によって予定しておかなければならない。

2 前項の場合、工事の性質上必要があるときは、更に限定価格を定めるものとする。

(開札)

第14条 開札は、指示した場所及び日時に入札者立会のうえで行わなければならない。

- 2 いったん提出した入札書は、引換、変更又は取消をすることができない。
- 3 入札参加の条件に違反した入札は、無効とする。

(落札者の決定)

第 15 条 入札の結果による予定価格制限内の最低価格の入札者をもって、落札者とする。ただし、限定価格を定めた場合は、その価格を下回った者を落札者としてはならない。

2 特別の事由により、最低価格の入札者と契約を結ぶことが不相当と認められる場合は、他に落札者を決定することができる。

(再入札)

第 16 条 開札の結果、各入札者の入札価格がいずれも予定価格を超えた場合は、その入札者をもって、直ちに再入札を行わなければならない。

2 前項の再入札を行っても、なお、落札者が決定しないときは、その入札を無効とする。

(同価格の入札の処理)

第 17 条 落札となるべき同価格の入札者が 2 名以上あるときは、抽せんにより落札者を決定するものとする。

第 3 章 随意契約

(随意契約による場合)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約によることができる。

- (1) 土地及び建物の購入並びに物件の借入の契約で、その性質又は目的が入札に適しないとき。
- (2) 緊急の必要により入札に付することができないとき。
- (3) 特許製品、固有の専門製品又は固有のサービスを特に必要とするとき。
- (4) 調達を継続統一して行う必要があると認められるとき。
- (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (6) 予定価格が 2000 万円を超えない工事若しくは製造の請負、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス又は固定資産に属する物件を購入するとき。
- (7) 1 件の予定価格が 500 万円未満の取引を行うとき。
- (8) その他入札に付することが適当でない認められたとき。

(入札に付した場合の随意契約の特例)

第 19 条 入札に付しても入札者がいないとき又は再入札に付しても落札者が決定しないときは、随意契約によることができる。

2 落札者が契約を結ばないときは、その落札価格の範囲内において、随意契約によることができる。

3 前各項の場合においては、期限を除くほか、当初入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(予定価格の決定)

第 20 条 随意契約によるときは、あらかじめ、第 13 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格を必要としないと認められるものについては、この限りでない。

(見積書の徴収)

第 21 条 随意契約は、2 名以上の見積書を徴して契約者を決定するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、1 名の見積書とすることができる。

(1) 取引の性質及び目的が 2 名以上から見積書を徴することが適当でないとき。

(2) 緊急の必要により、2 名以上から見積書を徴することができないとき。

(3) 1 件又は 1 組の価格が 50 万円未満の調達をするとき。

3 前項各号の場合は、相手方から見積書を徴しその内容を審査して契約価格を決定するものとし、同項第 1 号及び第 2 号の場合には、業者選定理由及び見積書を 1 名とした経過等を明記した書類を添付するものとする。

4 次の各号の一に該当する場合は、見積書の徴収を省略することができる。

(1) 物品調達で単価契約しているもの

(2) 1 件又は 1 組の価格が 20 万円未満の調達をするとき。

(3) その他取引の目的及び性質が見積書の徴収を必要としないと認められるもの。

(雑則)

第 22 条 この規則に定めのないものについては、別に定める。

附則

1. この規程は内閣総理大臣の指定活用団体の指定の日から適用する。